

EUSA-JAPAN Newsletter No.45 (October, 2020)

日本 EU 学会 The European Union Studies Association - Japan

◇ 理事長メッセージ

国を超える思考枠組みとしての EU

ーコロナを契機に思う

日本 EU 学会理事長
中村民雄（早稲田大学）

得体のしれないコロナウイルス感染症 Covid-19 に世界がここまで揺るがされるとは、この春、だれが予想できただろう。中国の武漢から燎原の火のごとく世界に広がった。人の移動はかくも全球的になっている。パンデミック宣言に極めて慎重な WHO（世界保健機関）に業をにやした世界各国は、次々に渡航制限、都市封鎖あるいは外出自粛へと公衆衛生措置をとった。

EU 諸国も例外ではない。外に向けては協調して EU の渡航制限を入れ、内にむけては各国まちまちに、域内国境を暫定的に閉ざした国も多かった。これは EU 統合の現時点の成果の反映である。未だ EU は独立した広範な公衆衛生権限をもたないから、多くが各国まかせになる。そして未知の感染症による生命リスクが不透明だった初期に、経済利益より人の生命・健康を優先させたのも EU 諸国の政治道徳と人権規定からくるほぼ異論のない選択で、ただ優先のさせ方にいろいろ方法がでた。ゆえに各国まちまちな対応は EU 崩壊の予兆でも何でも無い…。こんな平板な解説は、だが、今さらどうでもよい。

むしろコロナの局面にあっても月並みな国民国家とは一味違う対応を見せている EU に、国を超えた思考枠組みとしてのユニークな貢献や可能性を私は見る。コロナ対策で打撃を受けた

経済への復興支援金も、地球規模の課題である温暖化防止の EU の応答としてのグリーン・ディールに結び付け、温暖化防止に資するように貸しまたは与えるというのだ。ここに私は、短期的政治サイクルの国民国家からは出てきにくい、ユニークさをみる。

温室効果ガスの排出点は各国内にあるが、排出の結果生じる温暖化は各国を超えて広がる。しかも IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）によれば、今日温暖化傾向は疑いのない事実であり、そのインパクトは地球の生態系全体に大規模に及ぶだろう（IPCC「1.5 度報告書」2018）。こういう大きな外部性とリスクをもつ問題は、各国単位よりもマクロ地域あるいは全球単位の対応がより効果的である。EU の場合、

目次

- ◇理事長メッセージ……………中村民雄
- ◇寄稿「EU 研究と英文学会誌アクセプトに関する雑記」……………鈴木弘隆
- ◇国際交流委員会からのお知らせ…羽場久美子
- ◇オンライン共同地域部会報告……………

事務局、関西部会、関東部会

- ◇EU 関連文献紹介（2019 年度発行）
- ◇事務局からのお知らせ
 - ・新入会員一覧
 - ・第 41 回（2020 年度）研究大会について
- ◇広報委員会から
 - ・EU 関連文献紹介コーナーのご案内
 - ・ニューズレター原稿の募集

【資料】

- ・第 41 回（2020 年度）研究大会プログラム

地道に環境政策措置を発展させて、いまは持続可能な開発と気候変動対策も目標として基本条約に明記する(EU 条約 3 条、運営条約 191 条)。EU 諸国も温暖化防止パリ協定を批准している。そこでこの課題を、EU (とくに欧州委員会) が欧州議会(昨年末、気候非常事態宣言を出した)と EU 諸国(欧州理事会・閣僚理事会)の支持、さらには EU 諸国民の世論の高い支持もえて実施するとなれば、各国内の政党政治の駆け引きや政権交代による政策転換のリスクから独立した EU がマクロ地域単位で長期的に一貫して取り組むことになる。EU ならではの、より効果的な貢献になるだろう。コロナ騒動でもこの全球規模の長期的課題を見失わず、それに結び付けて対応しようとする EU は、高い見識を示していると思うのである。

だが、と私は立ち止まる。その美談にも冷や水を浴びせる現実があるではないか。たとえばある産業横断的ロビー団体はいう。グリーン・ディールは支持するけれども、いまはコロナ経済復興対策に専念すべきで「non-essential な」

(不要不急の) 環境対策措置は後回しにすべきだ、と (Business Europe の欧州委員会 Timmermans 副委員長宛 2020 年 4 月 10 日付公開書簡)。だが、環境措置を不要不急としてきたツケが今日の温暖化傾向であって、2050 年までに温暖化 2 度未満に抑えることを至上命令と捉えてグリーン・ディールが出たのだから、その措置に不要不急なものがあるという認識自体が誤っている、とグリーン陣営は反論するだろうが、いずれにせよ、これが美談に終わらない EU の現実である。つまり高い見識を示しても、どれほど実現できるかは別問題である。だからこそ、美談も多難も見ながら、いろんな学問手法で今の EU の等身大の姿を浮かび上がらせていくことが必要なのだ。EU 研究は、だからやめられない。

さて、この秋の大会は、日欧 EPA・SPA の総合的検討である。もちろん主題を正面から議論

するのが目的である。だが、私はより広い役割も EU を研究する者には果たせるのではないかと思う。日本が EU とこうして長期安定的に政治的にも経済的にも緊密な協力関係を法的に盟約したことを契機に、国の単位にこだわる日本での論議(そこでは世界も諸国家からなる社会と観念される)に対して、国家からなる国際社会とも異なる、国を超える思考枠組みとしての EU という面を、シニカルに言えば、国民国家的発想の盲点や至らない部分を映し出す鏡としての EU を示し、そういう意味で「国を超える (post-national)」新たな視座から物を考える方法もあることを伝えられるのではないか。そんなことを、コロナがなお収束しない中、つらつら考えていた。皆さんは、いかがだろう。

(2020.8.31)



寄稿

◇EU 研究と英文学会誌アクセプトに関する雑記

鈴木弘隆

本稿は、*EUSA-JAPAN Newsletter* No.41 での報告のその後を記したものである。

筆者は、経済分野が専門であり、台湾での EU の国際会議(2018 EUSAAP Conference titled, “The Future of the EU and European Integration in the Aftermath of Crisis,” Section 5A “EU’s Monetary and Fiscal Policies” at the National Taiwan University, Taipei, 13:30-15:00, 29 June, 2018.)にて、報告をさせていただいた。

その際のモデレーターのコメントに基づき、論文に修正を施した。その後、国内英文学会誌(経済分野)に投稿した論文が、紆余曲折の末、2020 年 4 月に、無事アクセプトされた。投稿するジャーナルにもよるが、筆者は、論文の修正

後、採択に至るまでが通常より遅いほうであると思う。ジャーナルの守備範囲から定量的な論文を排除するジャーナルもあり、今回のアクセプトはEU学会関連の年報での掲載ではないが、その論文は、EU研究（ユーロ圏）と金融研究の学際的研究である。

これまでの査読を通して、筆者が思うことがある。今回、幸運にもアクセプトに至った経緯として、査読時のレフェリーのコメントに、賛否を問わず一つ残らず正面から対峙することは最低限必要なことであると思う。レフェリーのコメントは、その道の第一線の専門家の立場から、ほとんどの場合は、用いられている先行研究、研究手法、データ、分析結果の不備や、論証の不十分性、論文の構成の再構築の必要性など、研究論文の有すべき形式的なものから、論文自体の価値を高める修正に関する至極まっとうな指摘や、論文の問題点を無償でご指摘いただいている。査読プロセスでは、これらの課題にあますことなく答えることが筆者に求められている。それにより論文は改善し、アクセプトに近づく。

私の場合、国際会議報告時や査読時のレフェリーのコメントは、論文を完成させるにあたり、答えなければならない必須の課題であった。課題の解決法は研究分野・人により、それぞれであると思うが、ディスカッションや文献調査等の必要なインプットをしたうえで、一人の時間を取って思索をめぐらす時間は一定時間必要になってくる。レフェリーコメントにうまく対処できれば、アクセプトされるかもしれないし、そうでなければリジェクトされるかもしれない。運の要素もある。

無事、アクセプトにたどり着くと、論文の出版に関するプロセスが始まっていく。道のりは険しいが、ここまでたどり着くとある程度の安堵感も生まれる。原稿の校正が終わると、次のプロジェクトへと関心がシフトしていくだろう。

このような査読プロセスの紆余曲折を経て、

台湾でのEUの国際会議で報告した一つの論文がついに日の目を見ることになった。査読付き論文“EMU’s Monetary and Fiscal Policy Effects on Euro Area Future Natural Interest Rate”は、EMUの金融政策と各国の財政政策が、ユーロ圏の将来の経済成長見込み（すなわち、自然利子率）の変化に効果を持つのかもたないのか、あるいは通説と照らして、仮に持つとしたら、それは、どの程度でどのように説明できるかを、EUの公式統計を用いて分析している。財政、金融政策は長期では中立で無効であるという批判と、財政、金融政策は実質への影響を通じて有効という見方があるが、本稿では、COVID-19による影響も含む短期名目需要ショックが大きく負になる状況も含め、一定の条件の下では、短期名目財政金融政策による名目需要ショックが、長期実質均衡金利である自然利子率に対して「直接」効果があることを示した。残念ながら、現下の超低金利、流動性の罍、長期停滞下の状況では、これらの効果は幾分抑制されているが、世間一般の見方としての、公共政策では自然利子率は操作できないという見方には、「例外」があることが示された（Suzuki Hirotaka (2020, Forthcoming), “EMU’S MONETARY AND FISCAL POLICY EFFECTS ON EURO AREA FUTURE NATURAL INTEREST RATE”, *Japanese Journal of Monetary and Financial Economics*, Vol.8, pp.57-90.）。

公共政策の可能性に関して、筆者を含め、日本EU学会や、関連分野でこの事実・発見を深く追求・研究し、今後のEU・ユーロ圏経済の公共経済政策の研究が進展することを祈るばかりである。

最後に、筆者は日本EU学会国際交流委員会による国際交流助成を受けたことで、台湾での報告が可能となった。日本EU学会、特に助成をいただいた国際交流委員会の皆様に改めて厚く御礼申し上げたい。



国際交流委員会からのお知らせ

いつも会員の皆様には、国際交流にご協力いただきまして、大変お世話になり、誠にありがとうございます。

1) EUSA Asia Pacific の第 20 回大会について

EUSA AP 第 20 回 New Zealand 大会は、もともとは 2020 年 6 月末に開かれる予定でしたが、コロナ禍により、8 月末に延期され、またさらに 2021 年 6 月末まで、丸 1 年延期されることになりました。ご報告予定の皆様には、恐れ入りますが、延期の日程を手帳に書き込んでいただけましたら幸いです。

今年、EUSA AP で報告することが承認され、応募くださった若手の方は、2 名おられましたが、いずれもコロナ禍による延期のため、中断されました。

また、秋の応募も、コロナの収束が見えず、応募者はおられませんでした。

オンラインの国際会議報告者は、交通費の支援などは致せませんが、若手国際会議報告者として、News Letter に執筆していただくことができますので、ぜひふるってご応募いただければ幸いです。

現時点では、EUSA AP 20 回大会は、2021 年 6 月末、New Zealand ということは連絡を受けておりますが、今年新たに応募できるのか、若手 Workshop も、再募集があるのか、などについては、まだ連絡を受けておりません。連絡があり次第、皆様にご連絡をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

募集がある場合は、通常、例年 12 月末が応募のデッドラインです。

ゆえに、参加を希望される方々は、アブストラ

クトの準備をされておかれることをお勧めいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

2) *Brexit and After*, Springer Publisher, 2020 の刊行

EUSA AP2017 年の東京大会を中心に、2018 年の台湾国立大学大会、2019 年の中国・上海・復旦大学大会の 3 回の EUSA AP 大会において、Brexit と EU やアジアの関係で報告された方々からなる書籍、*Brexit and After, Perspectives on European Crises and Reconstruction from Asia and Europe*, Haba, Kumiko, Holland, Martin (Eds.) が、2020 年 12 月 15 日に、Springer Publisher から出版される予定です。すでに、Springer のホームページにも掲載されています (<https://www.springer.com/gp/book/9789811579684>)。

日本 EU 学会の会員の方々も、福田耕治先生をはじめ、多く執筆していただいております。ご執筆者の先生方、若手の方々、ご協力、誠にありがとうございました。

また EUSA AP によく参加される方々は、皆様もお知り合いの毎年合われる懐かしい方々が多数執筆されておられます。Boris Johnson になって以降、比較的スムーズに 2020 年 1 月末、EU からの離脱を宣言することになりましたが、いまだ様々な課題も山積みとなっております。

ぜひご覧になっていただき、授業などでテキストとして使用していただければ幸いです。また是非、皆様のお力により、第 2 弾、第 3 弾のご執筆をご検討いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。この場を借りて、ご執筆者の会員の方々には心よりお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

国際交流委員会委員長 羽場久美子
委員 井上 典之
委員 岡部みどり



オンライン合同地域部会報告

若手育成を目的に、関西と関東に設置された地域部会は、これまで着実に実績を積み上げてきましたが、本年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、その開催が危ぶまれておりました。しかし、関西地域部会幹事・安江則子理事と、関東地域部会幹事・土谷岳史会員による迅速な意思決定により、関西と関東の合同のオンライン開催が実現されました（zoom 利用）。報告者も若手 3 名から応募があり、下記の通り若手どうしのセッションが、また中堅・ベテランによる指導的な討論が、40 名ほどの参加者のもと、可能となりました。その模様につきまして、安江理事と土谷会員にご報告いただきました。

（事務局長・臼井陽一郎）

セッション 1

セッション 1 では、同志社大学大学院の佐竹壮一郎会員から、「更新され続けるナショナリズムと EU: ナショナリズムとの関わり方について」と題する報告が行われた。近年の EU 研究は、相次ぐ危機とそれに対する EU の対応の分析に迫られ、理論研究は、やや停滞気味の感があつた。佐竹会員の報告は、欧州統合理論の先行研究を参照しつつ、現代のアンチ EU ナショナリズムの動向を統合理論の中に位置づけようとする意欲的なものであつた。その報告のあと、討論者の東京大学大学院の植村充会員から、明確な論点の提示のもとで有益な議論が展開され、理論研究が克服すべき課題も浮き彫りになった。2 人の今後の研究の発展が期待されるセッションとなった。

（関西部会幹事・安江則子理事）

セッション 2

セッション 2 は山上亜紗美氏（立命館大学大

学院）が「EU の対外政策における経済政策」と題して報告を行った。本報告は EU の経済制裁の特徴について明らかにするために、まず歴史的な検討を、とくに法的根拠の変化に焦点を当てて行い、共通通商政策から対外政策へと展開し、個人制裁が含まれるようになったことなど EU の経済制裁の目的と対象の多様化を解明した。そのうえで国連と国家、とくにアメリカとの比較を通じて、EU の経済制裁が人権侵害や独裁政権に対する非難といった理念的な特徴を持つこと、また独自の経済制裁を行うことができる柔軟性にも特徴があることが明らかにされた。これに対して討論者の中村英俊氏（早稲田大学）は、本報告の研究上の問いをより明確にする必要性、事例研究やアクターとしての EU をより意識的に研究のなかで位置づけること、そして経済制裁を独立したものとして取り出すよりも EU の対外制裁の一手段としての経済制裁の評価が重要ではないか、といった論点を提示した。参加者からも理事会主導の経済制裁と理念の実現との緊張関係や、経済制裁の実効性とその限界についての質問などがされた。山上氏の応答は今後の研究の発展が大いに期待できるものであつた。

（関東部会幹事・土谷岳史会員）

セッション 3

セッション 3 は杜世鑫氏（青山学院大学）が「中国の「一带一路」構想と中東欧：ハンガリー・セルビア鉄道プロジェクトと中東欧と EU の対応」と題して報告を行った。本報告ではまず一対一路構想はそれまでの中東欧と中国との協力関係の歴史のなかに位置づけられるのであり、それが新型国際関係論に影響を与えていると指摘された。そのうえで EU 加盟国と非加盟国の双方が関係する鉄道プロジェクトを事例に中東欧、EU、中国との関係が明らかにされた。本報告ではこのプロジェクトの中国国内文脈の重要性が指摘された。また中東欧と EU、中国と

日本 EU 学会ニューズレター 第 45 号

(2020 (令和二年) 年 10 月 9 日発行)

発 行 日本 EU 学会 広報委員会

発行責任者 渡邊 啓貴

編集責任者 伊藤 さゆり、上田 純子

細谷 雄一、渡邊 啓貴

.....
【日本 EU 学会事務局】

事務局長 臼井陽一郎

〒950-2292 新潟市西区みずき野 3 丁目 1-1
新潟国際情報大学国際学部

日本 EU 学会 HP アドレス

日本語 <http://www.eusa-japan.org/>

英 語 <https://sites.google.com/view/eusa-japan/top>



日本EU学会 2020年度研究大会

European Union Studies Association-Japan (EUSA-Japan)
The 41st Annual Conference

日程 | 2020年**11**月**7**日(土)・**8**日(日)
オンライン開催 (Zoom利用)

■ 共通論題

「多極時代のEUと日本
—世界における日欧EPA/SPAの意義—」

■ 公開シンポジウム

「多極時代におけるユーロ—20年目の挑戦—」

■ 分科会 日本とEU／政策統合／EUの現況

お問い合わせ

企画委員長・臼井陽一郎 (新潟国際情報大学)
E-mail : usui@nuis.ac.jp

オンライン：Zoom 使用

アクセス方法は研究大会 Web ページに掲載します。この Web ページには学会 Web サイトトップページに貼られたリンクからアクセス可能です。パスワードは会員のみなさまに郵送いたします。

第1日 11月7日（土） 接続開始 13：30～

理事会 11:00 - 13:00		
総会 14:00 - 14:15 （EU 研究奨励賞受賞者スピーチなど）		
共通論題 「多極時代の EU と日本—世界における日欧 EPA/SPA の意義」		
全体セッション前半 14:30 – 17:30（日英両語） 基調報告 30 分 報告各 30 分		
報告者	論 題	司会者
中村民雄 早稲田大学	日欧戦略的パートナーシップ協定（SPA）の法的意義	岩田健治 九州大学
鶴岡路人 慶應義塾大学	日 EU 関係における「中国ファクター」	
休憩 15:35 – 15:45		
小場瀬琢磨 専修大学	日・EU 経済連携協定の立憲的運用に向けた課題	岩田健治 九州大学
安藤研一 静岡大学	日本-EU EPA の経済的評価と残された課題	
休憩 16:45 – 17:00		
Luis Simón Vrije Universiteit Brussel	TBA	細谷雄一 慶應義塾大学
全体セッション後半 総合討論 17:30 - 19:00（日英両語）		
Luis Simón 鶴岡路人 小場瀬琢磨 安藤研一	（討論者）川上恭一郎（内閣官房） （討論者）明田ゆかり（獨協大学）	細谷雄一 慶應義塾大学

第2日 11月8日(日) 接続開始 9:30～

分科会 10:00 – 12:30（日本語）			
区分	報告者	論 題	司会者
日本とEU	西川太郎 ルーヴェン大学・院	日本の対 EC 貿易政策の決定過程に関する新制度論による分析：1978–1984 年	松浦一悦 松山大学
	Kennis, Anke 早稲田大学・院	EU-Japan EPA: Global standard-setter? Role of trust, economic leverage, legal system and external push factors	
	畠山佑介 森・濱田松本法律事務所	日 EU 経済連携協定の原産地規則－先進的なルールの普及に向けて	
政策統合	原田豪 神戸大学	EU 社会政策発展過程における裁量型調整方式導入の意義	大藤紀子 獨協大学
	松下俊平 九州大学・院	EU リテール決済市場統合の進展と課題	
	渡邊剛央 岡山理科大学	「忘れられる権利」に基づく参照不能化(de-reference)義務の地理的範囲	
	小島健 東京経済大学	欧州経済統合におけるトランスナショナル・ネットワーク（1950 年代）	
EUの現況	ヴィエシボフスカ, アガタ 神戸大学	欧州連合における経済成長の決定要因－統合の影響について	岡部みどり 上智大学
	曹 三相 中央大学	冷戦後ドイツの欧州の外交政策の形成と変容－現実主義的構成主義を中心に	
	田中素香 中央大学	専守防衛から攻撃的防衛へ－EU の対中国政策の最新段階	
	羽場久美子 青山学院大学	Brexit 後の EU における、日本、アジアとの連携の重要性	
昼食・休憩／理事会 12:40 - 13:30			
総 会 13:35 – 13:45 （新理事長挨拶と名誉会員紹介）			
公開シンポジウム 多極時代におけるユーロ：20 年目の挑戦 13:50-15:50（日本語）			
報告者		論題	司会者
高屋定美 関西大学		ユーロの国際的役割の検討：ドルへの挑戦、人民元、リブラとの競争	伊藤さゆり ニッセイ基礎 研究所
星野郁 立命館大学		ユーロの域内での安定性の条件	
唐鎌大輔 みずほ銀行		危機を経て進化する ECB の政策枠組み	
吉田健一郎 みずほ総合研究所		Brexit がユーロ圏の金融システムに及ぼす影響－欧州における国際金融センター・ロンドンの地位は揺らぐのか	
蓮見雄 立教大学		中ロ接近とユーロ	

